

総 政 企 第 13 号
平 成19年 1月12日

統計審議会会長

美 添 泰 人 殿

総務大臣臨時代理

国 務 大 臣 溝 手 顕 正

諮問第317号

農業経営統計調査の改正について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「農業経営統計調査の改正計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

農林水産省は、農業経営統計調査（指定統計第119号を作成するための調査）について、諮問第289号の答申「農業経営統計調査の改正について」における指摘や、2005年農林業センサス（指定統計第26号を作成するための調査）において農業経営体が新たな概念として定義されたこと、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）において品目別に講じられている経営安定対策を、担い手の経営全体に着目する品目横断的政策に転換することとされたこと、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に基づく措置を講ずる必要があること等を踏まえ、調査対象、調査方法等の変更を行った上で実施することを計画している。

今回の改正計画については、統計体系の整備、統計需要への的確な対応、調査の効率的な実施等の観点から、検討する必要がある。